

## キ 企業の技術能力

### 難工事完了実績

留意点 3-2-47~54 参照(R3.4.1 版)



#### 入札説明書

「年度」です。「年」ではありません。入札説明書で確認してください。

#### キ (ア) 難工事完了実績【 /2 3.0点】

評価基準・配点	●●事務所が指定した難工事の完了実績が、 <b>令和2年度</b> に3件以上ある。	3.0点
	●●事務所が指定した難工事の完了実績が、 <b>令和2年度</b> に2件ある。	2.0点
	●●事務所が指定した難工事の完了実績が、 <b>令和2年度</b> に1件ある。	1.0点
	上記に該当しない。	0点
提出資料	<b>1 様式キ (ア)</b> 注1) 難工事に指定した除雪の単価契約については、元請負人のみ評価対象とします。 注2) 難工事に指定した単価契約については、発注者の指示により出動した場合には、支払いの有無にかかわらず完了実績があったものとみなします。 注3) 知事名又は管理者名（埼玉県下水道事業管理者等）で入札公告した難工事は、契約手続きを行った発注課所が指定した難工事とします。 注4) J V（経常・特定）の過年度実績及び評価対象者は、ガイドライン「5（2）評価項目・配点等に係る注意事項」別表【補則】のとおりとします。	
	<b>2 添付資料</b> なし	

様式コ(ウ)

添付する資料が異なります。  
注意してください。

障害者雇用

障害者雇用の有無	<input type="radio"/>	法定雇用義務(※1)があり、障害者雇用状況報告書の 実雇用率が3.3%以上
	<input checked="" type="radio"/>	法定雇用義務(※1)はないが、障害者を雇用している
	<input type="radio"/>	上記に該当しない

※1 法定雇用義務がある事業主とは、障害者雇用状況報告書の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が43.5人以上の事業主。

必ず一つを選択し、○を付けてください。

上記の○の選択により文字が表示されます。

添付資料 なし  
法定雇用義務なし、障害者を雇用している事業主  
⇒下記の「①法定雇用義務の有無確認」、「②」  
⇒公告日直前の6月1日現在で記入

①法定雇用義務の有無確認

(イ)常用雇用労働者の数(※2) (短時間労働者の数を除く)	45
(ロ)短時間労働者の数(※3)	6
(ハ)常用雇用労働者の数	48
(ニ)法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者の数	39
確認結果	法定雇用義務 なし

建設業(除外率0.2)で、  
(イ)常用雇用労働者の数(※2)  
(短時間労働者の数を除く)=45

(ロ)短時間労働者の数(※3)=6

の場合の計算例を示します。

なお、建設業以外の職種を含む場合や法定雇用義務の有無等に関しては、ハローワークに問合せください。

$$(イ) + [(ロ) \times 0.5]$$

$$(ハ) - [(ハ) \times \text{除外率} 0.2 \text{ (整数位未満切捨て)}]$$

②障害者(常用労働者)雇用の状況

	身体障害者	知的障害者	精神障害者
雇用人数	1		

「(ニ)法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数」が45.5 43.5人以上の事業主は「法定雇用義務 あり」となります。

※2 1週間の所定労働時間が30時間以上の者

※3 常用雇用労働者のうち、1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者

□ 入札説明書の「提出資料」欄を確認してください。

エ (イ) 品質管理の適切性【 /5.0点】

課題	例：この現場は、●●●●で品質管理上●●●●する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。
求める工夫	① ●●●●の工夫。 ② ●●●●の工夫。 ③ ●●●●の工夫。

定性的技術提案は、評価項目が、エ (ア) ~エ (エ) まで有ります。必ず入札説明書で確認してください。

評価基準・配点	<del>工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。</del> 良質な材料の調達、現場条件に応じた施工方法の選定など品質確保のための工夫が見られる。	5.0点
---------	--	------

留意事項	1 求める工夫の数について 求める工夫の数は●つとします。 2 提案数について 1工夫ごとの求める提案数は3つ以内とします。 1工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、3つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。 3 得点について 得点は次式により算定します。 $\text{得点} = \text{配点}(5.0\text{点}) \times (\text{加点対象提案数計} / \text{求める提案数}(9)*)$ (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め) $*\text{求める提案数}(9) = \text{求める工夫数}(3) \times 1\text{工夫ごとの求める提案数}(3)$ 4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5 提案内容の評価について 1つの提案に2案以上を記載しないでください。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 I 求める提案数を超えていない (求める提案数以内で、提案順に評価する) II 設計仕様 (目的物) を変更しない III 設計図書に計上されていない IV 求める工夫に該当する V 同趣旨の提案が他にない (同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと) VI 受発注者の判断で実現可能である (警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である) VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である VIII 関係法令・基準等に抵触していない IX 独自の提案である (設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事実務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や●●●●工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである) X 提案の内容が具体的である (方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等) XI 具体的な効果が確認できる (提出資料のみで確認できること) XII 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない XIII 加点しない特段の理由が見当たらない
	1 様式エ (技術提案型Aタイプ) 2 添付資料 説明図表 (必要に応じて、A4判2枚程度)。

エ (ウ) 安全管理の適切性【 /5.0 点】

課題	例：この現場は、●●●●で安全管理上●●●●する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。	
求める工夫	① ●●●●の工夫。 ② ●●●●の工夫。 ③ ●●●●の工夫。	定性的技術提案は、評価項目が、エ (ア)～エ (エ)まで有ります。必ず入札説明書で確認してください。

評価基準・配点	<del>工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。</del> 安全管理を高めるための工夫が見られる。	5.0 点
---------	---	-------

留意事項	1 求める工夫の数について 求める工夫の数は●つとします。 2 提案数について 1 工夫ごとの求める提案数は3つ以内とします。 1 工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、3つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。 3 得点について 得点は次式により算定します。 $\text{得点} = \text{配点 (5.0点)} \times (\text{加点対象提案数計} / \text{求める提案数 (9)})^*$ (小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め) $*\text{求める提案数 (9)} = \text{求める工夫数 (3)} \times \text{1 工夫ごとの求める提案数 (3)}$ 4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5 提案内容の評価について 1 つの提案に2案以上を記載しないでください。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 I 求める提案数を超えていない (求める提案数以内で、提案順に評価する) II 設計仕様 (目的物) を変更しない III 設計図書に計上されていない IV 求める工夫に該当する V 同趣旨の提案が他にない (同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと) VI 受発注者の判断で実現可能である (警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である) VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である VIII 関係法令・基準等に抵触していない IX 独自の提案である (設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事实務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や●●●●工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである) X 提案の内容が具体的である (方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等) X I 具体的な効果が確認できる (提出資料のみで確認できること) X II 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない X III 加点しない特段の理由が見当たらない	
------	--	--

提出資料	1 様式エ (技術提案型Aタイプ) 2 添付資料 説明図表 (必要に応じて、A4判2枚程度)。	
------	---	--

エ（エ）発注者が指定した課題への対応の的確性【 /5.0点】

課題	例：この現場は、●●●●で安全管理上●●●●する必要があります。このことへの対応に次の工夫が見られるか。
求める工夫	① ●●●●の工夫。 ② ●●●●の工夫。 ③ ●●●●の工夫。

定性的技術提案は、評価項目が、エ（ア）～エ（エ）まで有ります。必ず入札説明書で確認してください。

評価基準・配点	<p><del>工事工程や実施手順が合理的であり、工夫が見られる。</del>                  発注者が指定した工事目的物の性能、機能に関する事項、社会的要請に関する事項等への対応に工夫が見られる。</p>	5.0点
---------	--	------

留意事項	1 求める工夫の数について 求める工夫の数は●つとします。 2 提案数について 1工夫ごとの求める提案数は3つ以内とします。 1工夫に関する提案の評価は提案順に行います。 なお、3つを超えた提案は記載が無かったものとみなし、履行を求めません。 3 得点について 得点は次式により算定します。 $\text{得点} = \text{配点}(5.0\text{点}) \times (\text{加点対象提案数計} / \text{求める提案数}(9)^*)$ （小数点以下第2位を四捨五入し、第1位止め） $*\text{求める提案数}(9) = \text{求める工夫数}(3) \times 1\text{工夫ごとの求める提案数}(3)$ 4 提案内容の記載について 様式の記載例のとおり、提案内容、効果、根拠を簡潔かつ具体的に記載してください。 5 提案内容の評価について 1つの提案に2案以上を記載しないでください。 以下の要件を全て満たす提案を「加点対象」とします。 I 求める提案数を超えていない（求める提案数以内で、提案順に評価する） II 設計仕様（目的物）を変更しない III 設計図書に計上されていない IV 求める工夫に該当する V 同趣旨の提案が他にない（同じ評価項目内で同趣旨の提案がないこと） VI 受発注者の判断で実現可能である（警察等関係機関との新たな協議は不要で、現場条件上も実現が可能である） VII 受注者が主体的に取り組むべき事柄である VIII 関係法令・基準等に抵触していない IX 独自の提案である（設計図書、関係法令、技術基準等に施工に際して実施すべきと定められている事柄や、既に一般化されている手法ではないもの。なお、技術基準等とは埼玉県工事実務要覧の共通仕様書に規定された「適用すべき諸基準」や●●●●工法協会等が発行しているマニュアルや要領の類のことである） X 提案の内容が具体的である（方法、使用材料、範囲・高さ、時期、基準値等） X I 具体的な効果が確認できる（提出資料のみで確認できること） X II 周辺環境等に悪影響を及ぼす可能性が見当たらない X III 加点しない特段の理由が見当たらない
------	--

提出資料	1 様式エ（技術提案型Aタイプ） 2 添付資料 説明図表（必要に応じて、A4判2枚程度）。
------	---